

### 第3回総合企画審議会・第1小委員会会議録

1 附属機関の会議の名称 第3回水戸市総合企画審議会・第1小委員会

2 開催日時 平成25年10月21日(月)午後2時～午後4時40分

3 開催場所 本庁舎前議会臨時庁舎 2階 全員協議会室

4 出席した者の氏名

(1)水戸市総合企画審議会委員

岩上堯, 小川喜治, 上甲宏, 山川庫, 井上綾子, 江尻加那, 田中泉, 袴塚孝雄,  
林寛一

(2)執行機関

磯崎和廣, 三宅正人, 秋葉欣二, 岡部輝彦, 岡部安寿, 石井秀明, 仲根光久,  
鈴木重之, 檜山隆雄, 中里誠志郎, 小川喜実, 笹島為典, 皆川幸一, 和田宏,  
青木貴, 小林光宏, 出澤秀行, 長須賀良明, 吉川茂重, 清水安隆, 加藤久人,  
谷中弘明, 石井洋, 市村正一, 渡邊雅之, 戸井田喜之, 岡田紀治, 川崎洋幸,  
打越直行, 松崎正男, 坪貴之, 白田敏範, 舘山祐清, 大島守男, 小泉直紀,  
石川隆, 大越唯行, 鈴木豊, 伊藤俊夫, 小田木義弘, 小田木晴壽, 米川義雄,  
小林壽雄, 後藤博次, 篠原勤, 七字裕二, 大録好文, 三宅修  
秋葉宗志, 小田木健治, 三宅陽子, 坪井正幸, 石丸美佳, 飛田尚亨,  
小野瀬嘉行, 保科竜吾, 酒井隆行

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 水戸市第6次総合計画「素案」について(公開)

(2) その他(公開)

6 非公開の理由 適用なし

7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 2人

8 会議資料の名称 なし

## 9 発言の内容

【執行機関】皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただいまから，第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会を開催させていただきます。

本日，審議に当たりまして，説明員として関係部長，関係課長が出席しております。お手元に出席説明員名簿をお配りしておりますので，よろしくお願いたします。それでは，委員長に議事の進行をお願いいたします。\_\_\_委員長，よろしくお願いたします。

【委員長】本日は，お忙しいところ御出席いただきまして，ありがとうございます。当委員会の実質的な審議は，今日が2回目ということになります。前回は，大幅に時間を延長してしまいまして，申し訳ございませんでした。本日は，なるべく効率的な議事運営に努めたいと思いますので，よろしくお願いたします。

それでは，議事に先立ちまして，本日，\_\_\_委員が所用のため欠席，\_\_\_委員は若干遅れるとの連絡が入っておりますので，御報告いたします。

また，会議録署名人については，\_\_\_委員と\_\_\_委員をお願いいたします。よろしくお願いたします。

それでは，議事に入ります。

本日は，当委員会の審議項目日程表により，水戸市第6次総合計画・基本計画各論のうち，中項目の「災害に強いまちづくりの推進」及び「安全・安心な暮らしの実現」を審議することといたします。

まず，事務局から配付資料の確認をいたします。

(事務局説明)

【委員長】それでは，本日の審議の進め方ですが，限られた時間の中で各委員さんから御意見をいただくために，次第に記載のと通りの時間配分で進めてまいりたいと考えています。また，議論の状況によっては，若干今回も時間を延長せざるをえなくなるかもしれませんので，あらかじめ御承知おきを願います。

それでは，施策の中項目「災害に強いまちづくりの推進」について，審議を進めますが，審議内容が広範にわたるため，関連する項目ごとに分けて，御審議いただきます。

まず最初に，「1 危機管理・防災体制の強化」及び「2 総合的な防災対

策の充実」について、御審議いただきます。

おおむね 14 時 45 分まで、40 分程度を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から、計画の概要の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【委員長】ただいま、事務局から計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。\_\_\_委員，どうぞ。

【\_\_\_委員】1 点目がですね、118 ページの一番上のところの新型インフルエンザ。用語の問題です。現時点で役所が使う言葉として、新型とするのはまずいと思うので、A (H 1 N 1) インフルエンザとしていただきたいということ。

それからですね、災害時要援護者支援体制という言葉が出てくるのですが、具体的な内容があまりにもないんですよ。体制の整備というようなことだけで、具体的なものがちょっと足りないかなというのが、気になるところです。

【委員長】\_\_\_委員から、まず用語として新型インフルエンザ、新型というのは改めるべきではないかという御意見です。それから、災害時要援護者支援について、具体性が欠けるという御指摘だったと思いますが、いかがでしょうか。

【執行機関】\_\_\_です。災害時における要援護者ということでございまして、例えば、高齢者の方とか、乳幼児、いろいろな方を含めた表現なものですから、災害時要援護者という表現をさせていただいております。

【委員長】具体性に欠けるということなのかもしれませんが。

【\_\_\_委員】これに関しては、言葉の意味ということではなくて、どういう体制とするか。民生委員とか、そういう話が出てきてしまうかもしれませんが、周囲の方が、援護を求める方を、具体的にどのように支援するのか。その具体例です。

【執行機関】\_\_\_でございます。現在までに、モデル地区として、3 地区、国田、吉田、常磐の小学校区において、取り組んでいるところでございます。国田地区におきましては、各町内会の中で、それぞれ援護が必要な方を認識し合い、その中で、対応していくという体制を構築したところでございます。常磐地区におきましては、当初 16 名ほど対象者を選定したところですが、現在、まさに 10 月 15 日号の広報にあわせて資料を配布し、手を挙げてもらっているところでありまして、町内会組織を中心として対応していく考えでございます。

したがいまして、市内、地区の特性がいろいろございますけれども、基本は町内会等の近隣にお住まいの方が中心となって、安否の確認ですとか、避難所への誘導などを行っていただく、そういった体制を構築していくという考えでございます。

【委員長】 \_\_\_\_委員からは、支援体制の具体的なものを明確にすべきではないかという御意見だったと思いますが、町内会等のボランティア組織を中心とした体制の構築を広げていくという御回答がありました。いかがでしょうか。そのようなことを、この計画にもう少し盛り込むべきではないかという御意見だと思っておりますので、表現について、もう一度、御検討をいただければと思います。

【執行機関】 分かりました。

【委員長】 他にありませんでしょうか。どうぞ、 \_\_\_\_委員。

【 \_\_\_\_委員】 1-4-1、主要事業・ソフトという欄がありますね。その2番、地域防災計画の適正な見直し。見直しですから、入っているはずなんですけれども、その事業概要の風水害について、申し上げたいと思います。

私が申し上げようとする趣旨は、いろんな部分で共通性がありますけれども、防災という言葉のとおり、防御する、防ぐということなんです。そのところに、防御だけではなくて、原因を取り除く。攻撃は最大の防御なりという兵法の言葉がありますけれども、原因となる要素を排除する、取り除くということ、計画の中に盛り込んで、幅を広くもって使っていけるといいのではないかと思います。

水戸市には、高台と低湿地があります。水は高台から低湿地へ流れて、やがては、那珂川や涸沼川、海へと流れていきますが、その中間で水害が発生するわけでありまして。それは、河川の流量以上の水が集中してくるために起こるものでありまして、顕著な事例としましては、石川川において、上流の都市開発が急激に進んだことによって、流量を超えてしまうことにつながっております。周辺の、自然がある地域であっても、さまざまな要因で降った雨が、すぐに川に流れ込んでしまうということがあります。そういった河川の能力を上回ることがないように、上流において調整する。同時に、その河川の能力を確保する。いわゆる改良ですね。そういうこともあわせて進めていかないと、これは防災ばかりではなくて、防犯においても、何においても、なぜ、それが起こるのかということに注意して、改善していくということが大切だと思います。この計画の中に位置付けていくことを要請します。以上です。

【委員長】 ただいま、 \_\_\_\_委員から風水害だけではないと思うんですけれども、全

一般的に、災害等が起こってからではなくて、起こる前の原因を取り除くような、そういった姿勢を重視すべきではないかということが指摘されました。具体的な石川川については、後で触れることがあると思いますので、全般的な指摘として、その点については、いかがでしょうか。なかなか、お答えづらいということもあると思いますが。

【執行機関】 \_\_\_\_ です。 \_\_\_\_ 委員からもお話がありましたように、災害の予防ということが、まずは大事でございまして、そういったことは、減災という意味でも必要だと認識しております。

【執行機関】 \_\_\_\_ です。今、御説明した認識に基づき、地域防災計画においては、災害予防計画という章を設けております。その中で、水害に関して申し上げますと、河川の改修、排水路の整備等は計画に位置付けております。

【委員長】 ただいま御答弁がありました。地域防災計画については、予防ということ強く意識しているということだったと思うんですけども、その辺を強調できるような表現等を、もう少し考えていただければという趣旨の \_\_\_\_ 委員の御意見だったと思います。

【 \_\_\_\_ 委員】 今の答弁について、ということではないんですけども、都市開発によって、河川に流れる水が短時間に大量に流れ込む。その中に、象徴的な事例があります。一般的に、1千平方メートル以上の場合、開発行為においては、調整池が義務付けられますね。しかし、個々の市民の生活の部分である宅地については、調整池の義務はありません。当然、その水も流れます。

それよりも、もっと象徴的なのは、行政の整備する道路。これには、調整池の考え方がありません。道路の面積は、大変な面積があるはずなんです。実は、ずいぶん前ですけども、国道6号と50号との交差点辺りの改修の時、雷雨の中、見に行きました。6号国道の水が、川のようになって、石川川に流れているんですね。石川川を一番低い点として、酒門のほうから、吉沢のほうから、流れていました。あの国道には、相当な面積があります。そういった行政自身の行うところに、注意が向けられていない部分もあります。そういうことも含めて、総合的に原因を改善するという思想が大切だと思うので、提案したわけでありまして。以上です。

【委員長】 ただいまの \_\_\_\_ 委員の御発言でしたけれども、その点を含めて、今後の市政に生かしていただきたいという御要望だということで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

他に御質問、御意見等がありますでしょうか。どうぞ、 \_\_\_\_ 委員。

【 \_\_\_\_ 委員】 東日本大震災から学んだこと。あと、原子力発電所の事故ですか。一番嫌な言葉は、想定外という言葉がよく出てきましたね。あの言葉は、本当に

一番嫌だった言葉です。想定外と言ってしまえば、おしまい。最大公約数みたいになってしまってね。それで納得、仕方がないのではないかとということで終わってしまうことが一番嫌です。

想定内だけれども、ここが抜けていた、ここが欠けていたという説明であれば、話は分かりますけれども、想定外と言われますとね、それで全て終わりかと、それで許されるのかという気がします。一体、何のために専門家がいたり、学者がいたり、何のための研究をしているのか。その辺のぎりぎりあたりまで、なんとか、想定内の中で計画できないものかと。一般市民としては、そのような考えがありますので、詰めていただければと思います。

【委員長】ありがとうございます。いかがでしょうか。はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】風水害の話が出てきているのですが、最近、また、台風等でさまざまな課題が出てきております。Jアラートの問題もあって、訓練していても、実際には機能しないという問題も起こっております。訓練の仕方というものが一番大事ですけれども、それが慣れてくると、おざなりになりやすいということで、整備すればいいというよりも、コミュニティを含めた組織化の問題が非常に大事であろうと考えます。

そこでですが、118 ページ、現況と課題というところの中ほどでございますが、「近年の竜巻、ゲリラ豪雨などに対応して」と書いてあります。その前に、原子力の問題も書いてありますが、やはり、台風も非常に大きい問題だと思いますので、最近のニュースでも出てきておりますから、ここには、台風という言葉を入れておいたほうがいいのではないかと思います。

それから、もう1点、お聞きしたいのですが、121 ページの目標指標の1万人とあるのですが、1万人の根拠というものを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【委員長】ただいま、\_\_\_委員から2点、御指摘がございました。118 ページの現況と課題の中で、竜巻、ゲリラ豪雨などという具体的な災害が記載されていますけれども、これに台風も入れるべきではないかという御指摘でした。これについては、事務局のほうで、再度、御検討いただければと思います。

第2点については、121 ページの目標指標の中で、防災訓練等の参加者数1万人を平成35年度の目標としていますけれども、この1万人という数値の根拠は、どこにあるのかという御質問だと思いますが、御回答をお願いします。

【執行機関】\_\_\_でございます。今回の1万人につきましては、今までの人数が8千人ということで、今までの人数を上回るものとして、1万人という数字とさせていただきます。

【委員長】 \_\_\_\_委員，どうぞ。

【 \_\_\_\_委員】 防災訓練の人数ではなくて，例えば，各地域で何パーセントという，パーセンテージで表すというお考えはなかったのでしょうか。というのは，35年度ですので，今とはずいぶん人口も変わっていると思いますし，全体で80パーセントとしても，同じ人が出ている場合もあって，地域も偏っている場合があります。その辺はいかがでしょうか。

【委員長】 それでは，よろしく願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_です。ただいまのパーセンテージではというお話でしたけれども，延べ人数ではありますが，人数ということで表現させていただきました。

【委員長】 はい， \_\_\_\_委員。

【 \_\_\_\_委員】 私も，この目標では，効果が薄いと思うんです。2千人増えて，どれだけ成果があるのか。10年間，毎回，同じ人が参加しているのではなくて，防災訓練に一度も参加したことがない人を，本当はなくしていなければならぬと思うんですよね。ですから，一度でも防災訓練に参加したことがある市民の割合を引き上げていくということが，目標値として適切ではないかと思えます。人数の把握の仕方として，あくまで，行政と地域が主催になって，小学校区単位とかでやっている防災訓練の参加者だと思うんですけども，絶対にこれでは足りない。

本来であれば，市内のいろいろな施設，福祉施設，病院，企業，市役所そのものもそうですけれども，日中に人がいるところでの防災訓練をどれだけやっているのか，そこにどれだけの方が参加しているのかということ，行政が把握しているのかどうか。行政だけではなくて，いろいろな防災訓練をやられているはずですし，それを推進していくことが行政の役割ではないかと思えますので，1万人という目標の設定の仕方は，考え直すべきだと思います。

【委員長】 同じ点ということで， \_\_\_\_委員から行政以外で行われている防災訓練等は，市側で把握しているのかという御質問でしたけれども，その点については，いかがでしょうか。

【執行機関】 \_\_\_\_からお答えいたします。ここに掲げた防災訓練の内容としましては， \_\_\_\_委員が申されたとおり，各地域の自主防災組織が主体となって，市と協働で行っている訓練，それから防災講座の参加人数を中心として掲げさせていただいたものでございます。その他，企業等にも帰宅困難者対策等を啓発しているところであり，災害という意味では，火事も含めて，避難訓練等も施設においては実施されており，そういったものも，ある程度は把握しておりますが，それをどこまでということになると，まだ不十分な点はあるかと

思います。

そういった意味も含めまして、目標設定の考え方については、どのようなものであれば、訓練の充実を示せるのかという視点から、検討させていただきたいと思います。

【委員長】 \_\_\_\_委員の御質問の趣旨についても、訓練が惰性化しているのではないかと、組織的なものをもう少しシステムとして強化すべきではないかということであったかと思しますので、その辺を、もう一度、御検討いただくようお願いいたします。他にいかがでしょうか。はい、 \_\_\_\_委員。

【 \_\_\_\_委員】今の件に関しまして、笑えない話があるんですけれども、私の地区は、水害の常襲地帯で、実際に水害が発生した時に、防御のために、ほとんどの人が出ます。その出る人数よりも、防災訓練や講座のようなものに参加する人のほうが少ないです。現実的には、必要性によって、必死に集まる時、そうでない時があります。水戸市では、市報を約8万部発行しています。それから言えば、1万人は8分の1にすぎませんが、なかなかこれを把握するということは大変だろうと思います。以上です。

【委員長】はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、 \_\_\_\_委員。

【 \_\_\_\_委員】私からは、3点ございます。119 ページの計画1ですね。業務継続計画の策定とあります。これは、新たに策定されるものなのでしょうか。あるいは、これまでに策定したものでしょうか。新たに策定される場合には、どのような内容が想定されるのでしょうか。これが、1点目です。

それから、5番のところに自主防災組織等との連携強化とございます。自主防災組織等との連携強化については、何か所も出てきます。市内には、現在、どの程度の組織があるのでしょうか。その数を今後、増やしていくような計画はあるのでしょうか。

もう1点は、123 ページの一番上の9番、耐震化率の向上を目指すとあります。現在の耐震化率は、何パーセントでしょうか。それから、目標とする数字はありますか。分かりましたら、お願いしたいと思います。以上でございます。

【委員長】ただいま \_\_\_\_委員から3点の御指摘がございました。1点ずつということにいたしまして、まず119 ページの行政機能を維持できるような業務継続計画の策定という言葉がありますけれども、これは新たな計画なのか、それとも以前にあったものの改定なのかという点です。これについては、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【執行機関】 \_\_\_\_でございます。1点目の業務継続計画についてということですが、さきほど、用語の御指摘がありました新型インフルエンザが発生した



平成 21 年の後の反省として、多くの職員が休まざるをえない場合を想定し、所管する事務について、優先的に行うべきものなどを定めた計画を策定しております。この度の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画というものを国が定め、現在、県が策定を進めている状況でございまして、年度内に完成するとのことであります。

本市においても、それらを踏まえた行動計画を新たに策定するということがございますので、業務継続計画についても再度見直しを図ってまいりたいと考えております。想定では、4 割程度の職員が休まざるをえないという、かなりの広がりも想定しつつ、最低限の市民生活が維持できるものとしていくという内容でございます。

【委員長】はい、ありがとうございました。第 1 点については、よろしいでしょうか。第 2 点については、自主防災組織等との連携強化というものが何箇所か出てきますけれども、自主防災組織というのは、市内にどれくらいの数があるのか。また、その規模を増やしていく計画はあるのかという点ですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

【執行機関】 \_\_\_\_ です。ただいまの自主防災組織ですけれども、水戸市におきましては、市内 32 地区ございまして、それぞれの地区に自主防災組織があるということでございます。組織を増やしていくことにつきましては、現在のところ、32 地区のままということで考えております。

【委員長】32 地区にそれぞれ 1 つずつあるということですので、増やしていく計画は、今のところはないということだと思いますが、よろしいでしょうか。

第 3 点目は、ページが飛びまして、123 ページの耐震化率の向上ということですが、これは民間のほうですね。公共については、目標の中で、100 パーセントという指標があるわけですが、民間の耐震化率は、どの程度なのか。現在の状況は、把握しているのかということですが、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_ でございます。民間の耐震化率でございますが、具体的には把握しておりません。国におきましては、今年度、耐震改修促進法について、住宅等の耐震化が進んでいないこと、大地震が発生する可能性があることなどから改正されました。

これによって、不特定多数の方が集まる施設のうち、一定規模以上のものについて、耐震診断が義務付けられました。これまでは、努力義務であったものです。それから、住宅等の小規模な建築物について、これまでは、平成 27 年度までに 90 パーセントを目指すという目標設定だけでしたが、法律の改正で努力義務となりました。それらを踏まえ、民間の耐震化につい

でも促進していきたいと考えております。

【委員長】民間のものについては、把握していないということではありますが、国の方針に沿って、進めていきたいということだと思います。よろしいでしょうか。

【執行機関】すみません。さきほどの業務継続計画につきまして、\_\_\_\_からも御説明したいと思います。業務継続計画のうち、災害編につきましては、東日本大震災のような大規模な災害が発生した際に、人、物、情報、ライフラインなどの資源が制限され、行政機能が低下する中にありまして、市民の生命や生活を守るため、災害発生時における業務の優先順位や実施体制を定めるものでございます。

災害発生時につきましては、災害復旧事務に職員を優先的に動員してまいります。市民の日常生活への影響を最小限に抑えるため、通常業務にあつては、優先業務を定め、どの程度可能なかを検証しながら、その実現のための手順を定める計画でございます。

【委員長】はい、ありがとうございました。そもそもは、平成21年の新型インフルエンザを受けてということだと思いますけれども、今回の震災を踏まえ、災害編を新たに策定するという御答弁だったと思います。よろしいでしょうか。

【\_\_\_\_委員】ありがとうございました。

【委員長】他にありませんでしょうか。はい、\_\_\_\_委員。

【\_\_\_\_委員】遅れまして、申し訳ありません。2点ほど、補足で聞きたいんですが、さきほどの自主防災組織との連携強化を図るということで、これについては、地域によってかなりの格差があるはずで。一般的には、32地区の地区会において、自主防災組織というのは、あるにはあるんだけど、現実の問題として、役員等は決まっても、地域の中でどのような訓練が必要で、どういうハザードを想定していくか、こういうところまで達している地区というのは、そんなにないですね。その中で、連携をどのように強化していくのかというのが、非常に疑問であるというのが一つ。

それから、風水害について、津波や水害とあるが、最近の水害においては、都市部で水害が起こっている。これは都市計画や土地利用との関係の中で、例えば、最近、水戸駅南の水害が多くなっている理由としては、やはり、まちづくりに問題がある。乱開発、上流の遊水池がどんどん宅地化されてしまっている。しかも、ミニ開発が行われていて、さきほど、\_\_\_\_委員も言われたように、どうやって貯留させていくかという部分がないために、結果的に、その下流のほうで、いわゆる想定外の水量が流れるために起きている。こういうことが原因で、今、新たに、桜川において、ポンプゲートで川への排水

を増大するということをやるわけです。この災害の原因たる土地利用というものについて、ある程度、考え方を整理していかないと、ただ単に、ここで言葉を並べていても、少しむなしく聞こえるのですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

【委員長】ただいま、\_\_\_委員から2点ありました。第1点は、自主防災組織との連携といっても、地域によって大きな格差があるのではないかとということ。その辺を考えないと、連携といってもなかなかうまくいかないのではないかと御指摘だったと思います。この点については、いかがでしょうか。はい、よろしく願いいたします。

【執行機関】\_\_\_です。\_\_\_では、できるだけ地域に入って、地域の方と一緒にあって、自主防災組織と連携しながら、防災訓練や防災講座を行うようにしております。\_\_\_委員の御指摘のとおり、地域によって差がありますが、地域に応じた防災訓練や防災講座を進めていきたいと考えております。

【\_\_\_委員】いいですか。

【委員長】はい、どうぞ。

【\_\_\_委員】この組織を対象に防災訓練等をやるのであれば、どの程度のレベルまで上げるのか、その地域の防災組織として、どの程度まで動ける組織にするのかという指針がないと、講座をやってもなかなか人が集まらない。集まる人は、いつも役員さん方とか、興味を示して、参加していただける方だけになってしまいます。さきほどから、\_\_\_委員も言われているように、防災を地域の中で強化していくというのは、地域で動く人がいないとできない。それには、日頃から、どのように動くのかという連携が、シミュレーションできてないといけない。そのためには、どの程度までの自主防災組織になってほしいかという一つの指針みたいなものを、この後にお決めになるんだと思いますが、その辺まで踏み込んでいただかないと、なかなか難しいのではないかと思いますので、意見だけ申し上げておきます。

【委員長】その点については、御検討をよろしく願いいたします。

第2点については、風水害ということですが、個別の川というよりも、最近の雨水対策として、土地利用の考え方をもう一度見直す、あるいは、整理すべきではないかという御意見だったと思いますが、この点については、いかがでしょうか。それでは、よろしく願いいたします。

【執行機関】\_\_\_委員から御指摘がありました、特に、近年の雨水の対策としまして、市街地部における雨水対策でありますけれども、具体的な雨水への対応といたしましては、この後、御協議いただきます雨水・治水対策の中で、都市型のゲリラ豪雨対策等について、対処療法的なものはやっていくという考え方

を明らかにしております。その根本の土地利用に関しての御意見、御質問でありますけれども、今回の都市空間整備計画におきまして、宅地につきましては、既成市街地の中にできる限り居住というものをコンパクトにまとめていくという考え方のもと、特に良好・良質な宅地の供給を図っていくという考え方で整理をしております。第2小委員会のほうで、良好な宅地について、開発の適正な誘導というものを位置付けておりますけれども、いずれにしましても、市街地において、災害等が起こらないような良好・良質な宅地の供給というものに努めてまいりたいと考えております。

【\_\_\_委員】第2小委員会のほうは意見が言えないものですから、ここで申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

【\_\_\_委員】よろしいですか。

【委員長】どうぞ、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】すみません、手短にお話しします。\_\_\_委員がおっしゃった点の補足なんですけど、用語として、自主防災組織の自主というのを強調してしまうと、さきほどのような疑問点が出てきてしまうと思うんですよね。自主といっても、できないこともたくさんあるのに自主でお願いしたいと。どこまでやるかというある一定の基準を設けなければならない。自主というとお任せになってしまうので、恐らく、自主にならないだろうと思います。そこは、行政が安易に逃げてしまう可能性もありますので、注意していただきたいと思います。

それから、自主防災と考えると、水戸市だけではなくて、例えば、他の自治体の自主防災組織と、お互いに支え合うという視点があってもいいのかなと思いました。平和記念館へ行ったときに書いてありましたが、空襲があって、自治会で食糧がなくなった時、事前に、隣町のどこかと連携しておいて、わりと近いところから運んでくる。そういう計画があったということを見て、やはり、それに近いものがあったてもよいのかなという感じがいたしました。また、自主という使い方については、注意していただきたいと思います。以上です。

【委員長】さきほど、\_\_\_委員もおっしゃっていましたが、自主という言葉は気をつけていただきたい。市のほうが、責任逃れになってしまうおそれもあるのではないかということでした。何らかの基準、目標を行政が設けるべきではないかという御指摘だったと思いますが、その点についても御検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。他にありますでしょうか。はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】1-4-2の主要事業・ソフトの2、市民協働による地域防災の推進に

については、非常に重要な、大切なものであろうと捉えております。被災者は、どのように救われるのか。この部分が、少し見えないですね。それと、自主防災組織との連携という言葉があります。ここにおいては、情報伝達とありますが、全てにおいて連携が必要になってくるのかなど。その場合に、自主防災組織のどのような立場の人が対象になるのか。東日本大震災においては、町内会レベルが最も直接的であって、最も忙しい。自分が被災していながら、自分を含めて周囲もという状況です。私は、大場地区の防災組織を束ねる役割をしていますし、住みよいまちづくり推進協議会の立場もあります。しかし、大場地区の中心にいないてはならないため、家族はもとより、町内すらも見られず、地区に詰めておりました。こういう現実があります。そういった中で、自主防災組織といわれる私たちが、何を、どこまでできるのかという問題があります。その解決に当たっては、行政やその他のところが、どのように支援してくれるのかということも問題です。これは、短時間で論議が尽くせるものではないですから、そのように考えていただきたいと思います。そして、その中で、早急に考えなくてはいけないことは、町内会のあり方がどのようになったらいいのか。このことは、前の審議会においても、人々の心、庶民の文化としての助け合いの精神があるのであれば、全ての面において有効であろうと申し上げました。そういうことも含めて、この計画の中では、行政は、旗を振ってくれるほうですから、大きな旗、見えやすい旗を振っていただきたいと思います。以上です。

【委員 長】\_\_\_委員からの御要望ということだったと思います。その点についても、御検討をお願いしたいと思います。はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】118 ページの目標指標で、さきほど、\_\_\_委員もおっしゃいましたが、災害時要援護者支援体制が構築されている地区の割合、要するに、全地区で体制を構築しますということなんですけれども、ここで言っている要援護者の範囲というのが、人によって捉え方もまちまちじゃないかと思います。私も一度聞いたことがあるんですが、水戸市が災害時要援護者と位置付けているのは、介護保険の要介護認定で2以上の方、あとは、障害者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方、また、65歳以上でひとり暮らしの高齢者。あわせて、約1万3千人を要援護者と位置付けているというように伺ったことがあります。地区で、その体制をつくるということは、在宅でお住まいの方に対して、地域で支援体制を構築しますよということなんだろうと思うんです。要するに、私の認識としては、要援護者の位置付けがあいまいなため、それ以外に、子どもはどうするのか、妊産婦はどうするのか、外国人はどうするのか、水戸に来ている一時滞在者はどうするのか、なおかつ、

在宅ではなく、病院の入院患者さんや福祉施設、介護施設等の入所施設の方々  
は、本当にその施設と病院に任せてしまっているのかというように思ってい  
ます。

この場合、100 パーセント、地区で体制をつくりましようと言っている対  
象というのは、水戸市ではどなたを想定しているのかというのは、少なくと  
もはっきりさせておかないといけないのではないかと思います。なおかつ、  
自主防災組織のメンバーには、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者で、自分  
が援護の対象だけれども、自主防災組織のトップに立ってやっているような方  
も多くいて、その辺の実情も含めて、どれだけの対象者や規模があるのかに  
よって、支援のあり方が変わってくると思います。だから、そういうものを  
つくりきれない、現在、9.4 パーセントしか構築できていないというのは、  
行政が明確に示していないから、地区でつくりようがない。誰が対象者なの  
か分からないということなのかなど。これを 100 パーセントに引き上げると  
いうのは、本当に大変なことだと思いますが、少なくとも関心は高まっている  
時期なので、10 年で 100 パーセントというよりも、1 年でも早く、全地区  
でということを目指すべきではないかと思っています。対象をどのように考  
えているかということ、確認させていただければと思います。

【委員長】ただいま、\_\_\_\_ 委員から、要援護者の対象というのは、どう定義されて  
いるのかという御質問がありました。この点について、いかがでしょうか。  
はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_\_ のほうでお答えいたします。118 ページのほうで、目標に掲げてお  
りますのは、32 地区での障害者ですとか、要介護者、ひとり暮らしの高齢者  
とか、そういった方々の支援体制の構築を 100 パーセントにしていくとい  
うことでございます。その他、一時的に水戸に来ている方、外国人等について  
ですが、まず、外国人につきましては、地域防災計画の中で、市の国際交流  
の財団もございますので、今後、そういったところを中心に支援体制をつく  
っていきたいと考えております。また、一時滞在者につきましては、地域防  
災計画の中で、帰宅困難者という位置付けをしておりますので、そちらの対  
策として、対応を計画しているところでございます。なお、具体的には、東  
日本大震災の際に、学生を含め、水戸駅を中心にかなりの帰宅困難者が発生  
しました。早期にできることとして、三の丸小学校と千波中学校に帰宅困難  
者用として、1 千人分ずつの非常食等は準備してございます。また、J R と  
の連携に不十分さがありましたので、現在、覚書等を結んで、連携が図れる  
ような体制の構築をしているところであります。帰宅困難者やその他の方  
についても、災害時要援護者という言葉とは違いますが、対策は講じていると

ころでございます。

【委員長】はい、\_\_\_\_委員。どうぞ。

【\_\_\_\_委員】それでは、32地区、それぞれの中で、その地域にいる要介護2以上の方が、どこにお住まいなのか、障害者の方がどなたなのか、ひとり暮らしの高齢者がどなたなのかということ、地区ごとにきちんと名簿で把握して、それだけではなく、万が一のときに、その方にどういう支援をするのかということを含めた支援体制の構築ということでしょうか。

【執行機関】行政のほうでは、名簿はつくってございます。最終的に、その名簿の中の方の安否等は確認しなければいけないと、行政としては思っております。体制構築となりますと、地区の中で、どう支援するかという問題でありまして、ここで課題になるのが、法律が改正になりますので、利用しやすくなるんですけども、個人情報の問題が関わってまいります。また、常磐地区でモデル地区としてやっていますけれども、私を支援してくださいという手挙げ方式としておりますので、そういった課題があるのは事実でございます。最終的には、一人でも多くの方を町内会などで支援していこうという共通認識が持てるような方向に持っていきたいと思っております。

【委員長】そろそろ時間ですが、他にありますでしょうか。\_\_\_\_委員から、新型インフルエンザの用語の使い方については、問題があるのではないかということがありましたので、再度、御検討をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他になれば、「危機管理・防災体制の強化」及び「総合的な防災対策の充実」については、終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、それでは御意見については、内部で詰めていただき、修正を含めて対応していただきたいと思っております。それでは説明員の入れ替えがありますので、5分間休憩いたします。

(説明員入れ替え)

【委員長】それでは、再開いたします。続いて、「3 消防・救急の充実」及び「4 治水・雨水対策の推進」について、審議を進めます。おおむね15時30分まで、25分程度を予定しておりますので、御協力をお願いいたします。それでは、事務局から計画の概要の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

- 【委員長】ただいま、事務局から計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。はい、\_\_\_\_委員。
- 【\_\_\_\_委員】要望になります。126 ページの 7 番なんですけれども、応急手当講習会と同じ意味になるかもしれませんけれども、バイスタンダーの養成という言葉も入れていただきたいと思います。
- 【委員長】126 ページの 7 番ですか。すみません、よく分からなかったので、もう一度、お願いしてもよろしいですか。
- 【\_\_\_\_委員】応急手当講習会と似たり寄ったりなんですけれども、バイスタンダーの養成ということです。
- 【委員長】具体的には、どういうことでしょうか。
- 【\_\_\_\_委員】倒れている方がいたときに、心臓マッサージをしたり、人を呼んだりとか、AEDが使えるのであれば、それを使うとか、そういう方を養成するということです。
- 【委員長】\_\_\_\_委員から、7番のところに、応急手当講習会の充実のほかに、バイスタンダーの養成等も入れたほうがよいのではないかという御指摘がございました。この点について、御検討をお願いしたいと思いますが、何か御答弁はございますか。はい、お願いします。
- 【執行機関】\_\_\_\_です。バイスタンダーの養成ということでございますけれども、その場にいた方というのは市民でございます。\_\_\_\_委員の御指摘どおり、バイスタンダーの養成というのは、救命率の向上を図る上では、必要不可欠でございますので、応急手当講習会の中で、推進できるよう検討してまいります。以上でございます。
- 【委員長】よろしいでしょうか。他に、ございますか。はい、\_\_\_\_委員。
- 【\_\_\_\_委員】消火活動の中で、大規模災害時の避難誘導、地域防災とあるんですが、この10年間も、これまでと同じようにやるのではなく、消防職と消防団の仕事の住み分けを検討するような考え方はないのでしょうか。今の消防団を考えたときに、これから高齢化が進んでいくことを踏まえ、消防職がやっていくとするのであれば、相当、組織を変える、もしくは、拡充を図るといことになるのではないかと。したがって、そういうときに、消防職の仕事の限度と消防団の役割、この住み分けをもうそろそろ考えていかないと、ただ定数を減らせばいいという行革の中にあっては、消防も同じであるので、なかなか難しい組織になってしまうのではないかなど。そういう中で、今後10年間は、常備消防としてやっていくんだという強い決意でおられるのか。それとも、消防団との仕事の住み分けをこれからも図っていくという考え方でおられるのか。お考えがあれば、お聞かせいただきたい。



それから、もう一つ。129 ページに書いてある市民自らの取組への支援を推進するという点だけでも、雨水排水施設等について、市民自らが防災、いわゆる洪水とか、そういうものに自ら対処していくというのは、どのようなものが考えられるのか。これについて、お聞かせをいただきたい。

【委員長】ただいま、\_\_\_委員から2点、御指摘があったと思います。まず、消防職と消防団の役割分担についてお答えいただけますでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_でございます。消防職員の人員の充足率のことだと思いますが、現在、全国平均の充足率というのが、75.9 パーセントに対しまして、水戸市の場合、72.2 パーセントとなっております。限られた人員の中で、消防力の向上を図るために努力をしているところでありますが、業務の効率化とともに、職員の定数や適正な配置のあり方の検討、職員研修の充実等を図ってまいりたいと考えております。また、消防団員におかれましても、定数が不足しているところがございますので、地域の方に声をかけて、充足させていきたいと考えております。

【\_\_\_委員】委員長、よろしいですか。

【委員長】はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】今の話については、そういうことなんだろうけれども、消防の体制については、年々、消火活動というよりは、救急業務の負担が非常に強く、大きくなってきている。人員配置の問題にもつながることですので、今後、10年間の救急活動を考えれば、質の向上だけでは、とても足りるものではないと思うんですね。人命救助ということになれば、30分ぐらいが限度ですよという指針があるわけですが、現実の問題としては、病院への搬送時間も30分以上もかかってしまっている。こういうこともありますので、その点については、十分御検討をいただきたいというように思います。以上です。

【委員長】よろしいでしょうか。何か御答弁ございますか。よろしいですか。では、その点についても、御検討をお願いしたいということでございました。それでは、第2点については、129 ページの最後のところになりますでしょうか、市民自らの取組への支援、この市民自らの取組というのは、具体的にはどのような内容なのか、より具体的にということになります。はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_でございます。委員御指摘の市民自らの取組への支援の具体的な内容ですが、3番の冒頭にあります雨水排水施設整備プログラムの検討の中で、具体的には詰めていこうと考えているところでございますが、対応策としましては、雨水流出抑制策ということを考えております。個人の敷地における

透水性舗装でありますとか、あるいは、家を建てる際に、宅地を上げるということも、市民自らの浸水対策の一つになってまいります。また、宅地が低い場合、他の自治体でも例がございますが、止水壁を自主的に入口に設けて浸水を防ぐという事例もございます。水戸市におきましても、他市の事例等を踏まえながら、雨水排水施設整備プログラムの中のソフト対策として、市民のそういった取組に対する支援を検討していきたいということでございます。

【\_\_委員】 よろしいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【\_\_委員】 宅地を上げるとか、そういう部分については、かなり負担が大きくなりますよね。そういうことで対応するということであれば、それなりの助成策というものも必要なんだろうし、浸透ますの話が出ました。これについては、地下水へかん養をさせていくという考えがあるとすれば、建築確認事項の中の一つのチェック事項として、そういう項目を入れていく、もしくは、入れていただく。そういうようなことにしないと、これも10年来からの話ですよ。浸透ますについては、議会においても、いろいろな方が質問しています。それでも、なかなか設置されない。そのために、都市型洪水というものが起きているのも事実です。できるだけ、地下水として、伏流水として、それぞれの地域の中で、配管を通らずに井戸水や地下水に還元していくとか、地域の緑化に供するとか、そのような方策を考えていくということになれば、それなりの法的というか、建築確認時のチェックとか、そういうものが必要になるのではないかとこのように思いましたので、一言だけ申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

【委員長】 はい。それでは、他にございますか。

【\_\_委員】 よろしいですか。

【委員長】 \_\_委員、お願いします。

【\_\_委員】 126 ページの7番のところで、救命率の向上とございます。現在の救命率というのは、何パーセントぐらいなのでしょう。教えていただきたいと思えます。

【委員長】 現在の救命率の数字を教えていただきたいということですが、御答弁お願いできますでしょうか。はい、お願いします。

【執行機関】 \_\_です。救命率の質問でございますが、少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

【\_\_委員】 それに関連しまして、私の個人的な考えなんですけれども、消防車と救急車のサイレンの音については、もう少し大きいほうがいいのではないかと

個人的には思っているんです。あれは、法律で決まっているものなのでしょうか。窓を閉めて、車を運転しておりますと、近寄ってくる寸前まで聞こえないということがありますので、救命率の向上のためにも、もう少し、サイレンの音が大きいほうがいいのではないかと考えております。以上でございます。

【委員長】サイレンの大きさについて、これは規制等があるのかという御質問だと思いますけれども、この点については、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_\_でございます。ただいまの御質問でサイレンの音につきましては、道路運送車両法で何ホーンと決まっております。申し訳ありませんが、数値については分かりませんが、救急車でありましたら、弱、中、強とございます。一般的には、音を高くして走行しているのが実情でございます。

【\_\_\_\_委員】はい、分かりました。

【委員長】よろしいでしょうか。はい、\_\_\_\_委員、お願いいたします。

【\_\_\_\_委員】婦人防火クラブ等という言葉もあったのですが、消防団とか消防職に関して、東日本大震災のときもそうだったのですが、女性でなければ気付かないこととかですね、対応できないような事例があったと聞いております。そうすると分団を含めた消防について、女性の参加、参画というものが、ある程度、男女平等参画ではございませんが、数値等で目標値が位置付けられているといいのではないかとこのように思いました。

もう一つ、お聞きしたいのですが、ドクターカーの運用の充実に努めると書いてあるんですが、大規模災害、あるいは、大規模火災等を含めて、ドクターカーだけではなくて、ドクターヘリとの連携とかですね、救命を急ぐということもあるんでしょうから、その辺はどのようになっているのかということをお教えいただければということです。以上です。

【委員長】はい。ただいま、\_\_\_\_委員から2点。まず第1点目は、防災における女性の役割や参加。これは、4のところ、婦人防火クラブ等の育成指導というところに関連してくるのかもしれませんが、女性の役割とか、参加の割合等の情報がありましたら、教えていただきたいということだと思います。御答弁、お願いできますでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_\_でございます。女性の参画でございますが、常備消防の場合は、男女を分けずに採用しておりますので、現在、5名の女性の職員が働いております。また、非常備消防、消防団のほうは、現在、2名の女性団員が入団しております。以上でございます。

【委員長】はい、よろしいでしょうか。続けて、御答弁をお願いします。

【執行機関】 \_\_\_\_ です。さきほどの救命率でございますけれども、水戸につきましては、4.21 パーセントとなっております。全国から比べますと、まだまだ低い状況でございます。

2点目のドクターカー運用の件でございますけれども、医療機関が茨城県内にDMAT（災害派遣医療チーム）という医療チームをつくりまして、大規模災害が起きた場合には、現場において、消防機関や警察機関と共同で対処していくというシステムが構築されております。

【\_\_委員】 救命率について、もう一度いいですか。

【執行機関】 4.21 パーセントです。これは、1か月の生存率でございます。

【委員長】 \_\_委員、よろしいでしょうか。はい、それでは、\_\_委員、どうぞ。

【\_\_委員】 高齢者の集まりのときに、よく言われるのが、救急の119番と110番を間違えやすい。慌てているので、どちらを押したらいいのか分からない。病院へ運ぶために、警察に電話をしてしまい、警察から救急へ連絡が入ったので、救急が遅れ、命が危なかったというケースが、この間もありましたね。認知が難しい方もたくさんおりますので、万が一のときに間違えやすいんだよという話が、高齢者の間で出るものですから、何か工夫はないかなと私も同感という気持ちでいたのです。その辺はいかがでしょう。

【委員長】 なかなか難しいとは思いますが。今から番号を変えるというわけにはいかないと思えますから、むしろ、警察と救急の連携といいますか、そういう誤りが多いということを前提とした、何かシステムづくりというのはないのかというように考えたいと思えます。それについては、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_ でございます。ただいまの御指摘でございますが、119番のところを間違えて110番をかけてしまった場合においても、警察で転送するのではなくて、警察のほうで場所と名前を聞いて、それから119番のほうへ転送するというのが、現在の仕組みでございます。救急と火事は、119番というPRに努めてまいりたいと思えますが、現在の状況は、そのようになっておりますので、御了解いただきたいと思います。

【\_\_委員】 電話の前にきちんと貼っておきなさいと言っているんですが、慌てるとなかなかうまくできないというような話が出ますので、よろしく願います。

【委員長】 \_\_委員、よろしいでしょうか。\_\_委員、どうぞ。

【\_\_委員】 設置が義務付けられている住宅用の火災警報器について、設置を進めるというのは、どこかに入っているのか。私が見落としていたら、申し訳ないです。全国よりも水戸市の設置率が低いと伺った記憶があるのですが、全国

的な調査においても、警報機を設置していたほうが、死亡者数や焼ける床面積、損害額もだいたい6割とか、5割とか、半減できるという結果も見たこともあるので、水戸市の住宅用火災警報器の設置率の現状と目標というものも、126 ページの目標指標として必要ではないかと思っています。

それから、これは、雨水対策のほうですが、129 ページの目標指標に、浸水被害箇所数として145 か所が現況となっていますけれど、浸水被害という捉え方を教えていただきたい。道路が冠水して通行に支障が出るというのを被害箇所数としているのか、床下とか床上浸水の被害箇所数を示しているのか、それを教えていただきたいと思います。昨日もかなりの雨量があって、水戸市内でどれくらいの浸水被害が出たのかとも思います。それが2点目の質問です。

【委員 長】ただいま、2点ありました。まず第1点目、住宅用の火災警報器の設置割合、現在の状況、それから目標値のデータはありますかという御質問だと思いますが、いかがでしょう。はい、よろしく願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_ でございます。住宅用火災警報器につきましては、既に設置義務ということで条例化しているところでございます。現状につきましては、平成25年5月1日現在で、推計値でございますが、70.4パーセントとなっております。また、目標値が記載されていないという御指摘がございましたが、それにつきましては、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

【委員 長】推計値として、現状は、70パーセント前後だということですね。それから、目標値については、検討させていただきたいとのことでした。第1点については、よろしいでしょうか。

第2点目については、129 ページの目標指標のところの浸水被害箇所。この浸水被害という定義は、床下、床上だけなのか、それとも、道路冠水も含まれているのかという御質問だったと思います。よろしく願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_ でございます。浸水被害箇所数につきましては、床上、床下浸水と合わせまして、通報のありました道路冠水の箇所について、取りまとめたものでございます。以上です。

【委員 長】道路冠水についても、通報があれば被害箇所に含まれるということですね。 \_\_\_\_ 委員、どうぞ。

【 \_\_\_\_ 委員】1点目の目標値については、検討ではなくて、100パーセントじゃないかと私は思っています。だからこそ、当たり前のことなので書いていないのかなというように思いましたが、7割という現状からすると、設置義務より前に建てられた住宅、特に古い住宅に設置されておらず、そういう住宅は燃えやすいということもありますので、100パーセントを目指すなりして推進

していくということを、どこかにきちんと書いていただきたいと思います。

【委員 長】住宅用の火災警報器については、義務となっていますけれども、古い住宅について、それがなされていない場所もあるということで、100 パーセントということを目標に掲げるべきではないかということです。これについては、御検討をお願いしたいということでもよろしいでしょうか。

【\_\_\_委員】設置するのは市民ですけれども、それをどう促すか。それがなかなか進まないのであれば、何か、行政としての支援策が必要ではないかということも含めて御検討ください。

【委員 長】他にございますか。はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】126 ページの計画の中に、消防団の人材の確保というのがあります。このことなんですが、現場では消防団の担い手がなかなかいなくて、補充がきかなくて困っています。それは、就業の形態が近年変わってきてまして、家庭の間でも変わってきてまして、若い人達が仕事を求め、子どもの教育を求めて、家から離れる。そうすると、地方には若い人が少なくなる。または、旧来のような土着型の仕事ではなくて、遠方に出かけての仕事と申しますか、家を離れての仕事ですから、サラリーマンの方も同じです。大場地区の人が、水戸へ仕事に行っていたら、分団員になれませんよね。そういうことについての手当というか、改善策はどのように考えていますでしょうか。

【委員 長】消防団員の人材の確保について、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるかという御質問だと思いますが、御答弁をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

【執行機関】\_\_\_でございます。ただいまの御質問でございますが、御指摘のとおり、消防団の担い手がないということで、現在、水戸市消防団の中でも、被雇用者、サラリーマンの方が300名程度いらっしゃいます。御指摘のとおり、現場に出られない場合、どういう手立てがあるのかと申しますと、協力事業所として公表をし、PRするという事で、何かあった場合は、消防団に入っている団員をすぐに出動させるといった活動を企業に対して行っております。水戸にはございませんが、学生団員として、学生を活用している事例もございます。

【\_\_\_委員】それでは、続けて質問しますが、その制度は、地域の関係者には知らされておりますか。例えば、郊外の地域ですと、その地域の企業でなければいけないですね。水戸の企業では、戻れませんし、連絡もとれない。その地域の企業において、どこが、そのことに賛同していますよということは分かりますでしょうか。私も、町内会長のときに分団長から要請がありましたが、なかなか見つかりませんでした。私の住んでいる地域にそういう企業がある

というのが分かっているならば、そこでの交渉も成り立ちます。これは、どのようになっていますでしょうか。

【委員長】はい、お願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_でございます。現在、水戸市としましては、消防団もそうですが、ホームページを活用しまして、消防団員の協力事業所の要請をしております。

【 \_\_\_\_ 委員】これは質問ではありませんが、役所の方といろいろ協議するときに、ホームページという言葉がたくさん出てきます。しかし、そのホームページを見るほうの側がよく分かっていなかったり、そういう設備を持っていなかったり、設備の操作ができなかったりということなので、受け入れ態勢を充実させることにも力を入れていただければと思います。この分団員に関しましては、役所のほうでも活動しておられるように、裁判員の制度のときに雇用者のほうから了承がなければということが大問題になりましたね。その一方で、第1次産業で自営的にやっている方の場合は、季節的な関係によって、手を離せないということもあります。そういったことも把握しながら、いろいろな施策が進んでいく必要があると思います。まずは、分団員に関しましては、企業に協賛してもらおうということを進めてほしいと思います。以上です。

【委員長】御答弁のほうの続きをお願いします。

【執行機関】ただいま、ホームページでPRと申し上げましたが、その他に、関係事業所に職員が訪問いたしまして、そういった制度の趣旨を御理解いただいて、消防団員として活動できるような取組を進めております。

【委員長】協力していただいている事業所の名簿等の情報公開もお願いしたいということだと思いますので、それも含めて御検討をよろしくお願いいたします。

時間は、かなり押しているんですけども、何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、「消防・救急の充実」及び「治水・雨水対策の推進」については、本日の各委員さんからの御意見について、内部で詰めていただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思います。それではここで、説明員の入れ替えがございますので、5分間ほど休憩いたします。

(説明員入れ替え)

【委員長】それでは、再開いたします。施策の中項目「安全・安心な暮らしの実現」について、審議を進めます。おおむね16時20分ぐらいまでを予定しておりますので、御協力をお願いいたします。それでは、事務局から計画の概要の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【委員長】ただいま、事務局から、計画の概要について説明がありましたが、御質問、御意見などがございましたら、お願いいたします。はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】交通安全についてなんですけど、私は、5年前に大阪から引っ越してきました。マナーが悪いという大阪から来ても、水戸の運転は非常に怖かったです。例えば、交差点で、なぜ1台目は右折優先なのかとか、赤信号は3台くらいまで行くとか、それが当たり前になっていると思うんですね。皆さん、心当たりがあると思うんですけど、それでは、いくら子どもに教育をしても、やはり、説得力に欠けると思います。安全意識のマナーというのは、子どもではなくて、現在、運転されている大人をまずなんとかしないと、安全なまちとは言えないと思います。以上です。

【委員長】ただいま、\_\_\_委員から交通安全について、水戸は車の運転のマナーが非常に悪いという御指摘がございましたけれども、その意識向上から始めるべきではないかということでした。何か御答弁はございますか。はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_です。ただいまの御指摘でございますけれども、特に、高齢者の事故等も多いということございまして、本市としましては、交通安全教室などを通しまして、できる限り多くの方に、交通マナーの徹底をお願いしているところでございます。

【\_\_\_委員】高齢者のマナーが悪いというような答弁をってしまったんでは、それは聞き捨てならないよ。

【委員長】はい、それでは、続けてお願いします。

【執行機関】交通安全のマナー啓発という面においては、やはり、市と警察、これが連携しながらやっていく必要があると思います。現在、水戸市の交通安全教室については、運転者というよりも、小・中学校での子どもたちへの啓発、それから、最近問題になっております高齢者、これは、お住まいの近所で発生している例が多いものですから、反射材等をつけましょうというような活動が中心でございます。運転マナーの話については、よく聞く話でございますので、例えば、運転者は免許の更新時に講習を受けておりますので、その中で警察とともに推進していく。それから、日常的に交通安全協会のパトロール隊が街頭に立って、マナー向上を呼びかけている例もございまして、交差点等でも行っておりますので、そういう活動を強化するようなことで警察と連携してまいりたいと考えております。問題意識を持って、取り組んでい



きたいと思います。

【委員長】はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】私も、あまりいい話ではないのですが、交通規則をきちんと守るとね、かえって怪我をして、被害者になることもあるんですね。信号が赤になるというところで、前の車は行ってしまったけれども、私は止まった。止まったら、後ろから来た車がどんと追突した。自分はきちんとルールを守っているはずなのに、後ろの車がドアを開けて、いきなり降りてきて、「何やってるんだ、2、3台行けるだろう」とものすごく怒られたので、用事を済ませないで、震え上がって帰ってきました。そのようなことを考えると、もう少し皆でルールを守ろうじゃないかと言いたくなりますね。それが一つ。

もう一つ、高齢者の問題ですけれども、高齢者で事故を起こすのは、ほとんど、自分の居住地のものすごい近くなんです。薄暗くなってから、近所に何か持って行って食べさせるとか、御馳走をもらいに行くとか、ちょっとした用事。その時に、たまたま斜め横断とかを平気でしてしまう。それが、ものすごく大きいですね。普通に出かけるときは、大変行儀がいいのですよ。ちゃんと信号を渡りなさいと、私たちも言っていますから。家に帰ってから、薄暗くなってからの高齢者の斜め横断とか、面倒だから行ってしまおうとか、今は大丈夫だとか、自分の体力のことも考えないで行ってしまう。そのケースが、非常に事故を招いていると、つくづく感じています。暗くなったら外に出るなど言っているんですが、私は70歳で免許も返納しました。それから運転はしていないわけですが、そういう斜めに渡っているのを見たりすると、何度も言っているのに分からないかなと、自分の気持ちが焦ってきます。昔の人は、明治時代の意識のように歩きますからね。これからも、一生懸命がんばりますから、よろしく御指導ください。

【委員長】はい、ありがとうございました。続けて、お願いします。

【執行機関】高齢者の交通事故について、\_\_\_委員からもお話がありましたように、大変、問題が顕在化しています。これまでは、学校における交通安全教室に重点を置いていたのですが、今年度から、地域のいろいろな集まり、高齢者クラブですとか、その中で、30分程度の時間をいただいて、指導員を派遣しまして、交通安全教室を開催しているところがございます。今後も御協力をいただきながら、この教室の開催数をさらに伸ばしていきたいと考えております。

【委員長】それでは、\_\_\_委員。お願いします。

【\_\_\_委員】やはり、高齢者なんですけど、私も後期高齢者です。車を乗らないと生活になりません。仕事になりません。ですから、我慢して乗っています。そう

いう中で、私は、比較的自立した生活ができると思っています。しかし、私の地域は、バスの便が非常に悪いです。行き帰り1本くらいしかありません。高齢者が自立した生活を維持していこうとする時に、公共の交通インフラというのは、非常に大切です。都市の中心部であれば、必要以上に走っていますからいいでしょうけれども、そういう中で、高齢者が車に乗っていて、危険な運転につながってしまうこともあります。バスが通っていれば、そういうことはやりたくないわけですから、生活のインフラの整備というのは、正に、行政が大きな掛け声をかけてくれないと進まないんですね。利用者の私たちは、お願いしますというくらいしかない。10年間の大きな計画ですから、その中に、高齢者が自立した生活をできる限り維持できるような環境の整備をお願いしたいと思います。以上です。

【委員長】 それでは、引き続き、\_\_\_\_委員どうぞ。

【\_\_\_\_委員】 交通安全ではなく、今度は、生活安全ということですが、ひとり暮らしの高齢者が非常に多くなりました。台所から、買い物、風呂、洗濯、これらをしなければ生きていけない。その中で、一番困っていることが、食べるものの買い物なんですよ。膝や足が痛くて、買い物に出かけられない。杖をついて、ようやくスーパーまで行くのに30分もかかってしまう。ですから、買い物にも行けない。何とかしてくれないかと頼まれまして、週に2回だけ、物を売りに来てもらっています。そこに5人から10人、必ず集まります。杖をついて、やっと歩ける人ですね。1回の買い物が、2千500円から3千円なんです。自分で持ちきれないほど買って、売る人が家まで運んでくれる。そういう実情が近所にあります。こういうことを見ますと、ひとり暮らしの高齢者がもっともっと増えるだろうと思います。私も同じようになってつを踏まなければならないことを考えると、何とかならないのかと。このような人たちが増えていきますから、この人たちを救うにはどうしたらいいか。安心・安全どころではないんです。命に関わる食べ物も確保できないというような現状。そういう人たちがどんどん増えている。私は、救いようがなくても、実態を調べながら、何とかそういうリスクが減らせるように、高齢者クラブにおいて、近くの空き地に来てほしいとか、そういう運動を起こせるようにお互いに話し合ってみましょうという声かけをやっているところです。以上です。

【委員長】 交通安全に関連してということだと思いますけれども、たしかに都会に比べて地方都市においては、ドライバーの層が年齢にしても、都会では運転しないような人でも、運転せざるをえないということで、そこがさまざまなマナー問題、イライラ問題を含めて、悪循環になっているところもあるので

はないかと思えます。また、公共交通のインフラの整備等も含めた広い議論が必要なかもしれません。総合的に御検討いただきたいと思えますが、他に御質問、御意見等がございますか。はい、\_\_\_委員、お願いします。

【\_\_\_委員】一つは、交通安全の中で、計画の3番にゾーン30の推進という言葉があります。このゾーン30とあわせて、ハンプという言葉を入れてもらいたい。ここは、自転車が走るわけですね。自転車のマナーというの、良くない部分があるので、これがあれば、そんなにスピードも出せないのかなという事で、ゾーン30とあわせて、ハンプの併用を図っていけば、もう少し地域の安全が確保されるのではないかという気がします。

それから、交通安全の施設の整備という中に、歩道の整備が3千メートル、ガードレールが3千300メートル、カーブミラーが530基、街路灯が60基、道路案内標識が50基と出ているんですけども、これは拾い出した箇所です。これだけ必要だということなんでしょうか。それとも、予算の中で、こういう数を掲げたということでしょうか。いずれでしょうか。

【委員長】2点ですね。まず、ゾーン30のところ。自転車も含めて、表記の仕方を御検討願いたいということで、御答弁ございますか。はい、お願いします。

【執行機関】\_\_\_でございます。\_\_\_委員の御質問のゾーン30に関連して、ハンプの具体的な表記ということでございますが、計画2のところでございます点検結果に基づく対策という中には、ハンプというものも意識してございます。安全対策としましては、その他、カラー舗装であるとか、狭さくなどをしまして、車のスピードを抑制する。そのような安全対策について、具体的な表記はございませんけれども、通学路安全点検の充実とあわせ、その結果に基づく対策として、そういったものも意識しております。

【委員長】はい、\_\_\_委員。どうぞ。

【\_\_\_委員】私が、なぜ、ハンプを入れてほしいかということですが、ゾーン30だけでは、なかなか守りきれない部分があるんですね。当然、こぶがあつて、ガタンガタンとなれば、車も痛むし、自分もショックを受けるというような中で、きちんと、子どもの安全を守るんだという考え方が主になっているとすれば、ゾーン30だけだと、他のところはやらないんですかという質問にもなってしまう。やはり、ここは、ゾーン30とハンプをあわせれば、間違いなくスピードは落ちますから、そういうことをきちんと入れて、子どもたちの通学路の安全確保を図るんだという、水戸市の強い意識を示すべきなのではないか。そうすると、小学校の周りは、ゾーン30という範囲の中で、ハンプもあるということになるので、相当、きちんとした守り方ができる。\_\_\_委員さんがおっしゃったように、水戸のマナーは悪いというような状況の中で、

精神論だけ言っている仕方がないので、子どもの命を守るということだから、水戸市はゾーン 30 とあわせ、ハンブもやるんだというようなことの意味表示をしていただきたいということで申し上げました。もう一度、御答弁いただけますか。

【委員長】はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_\_でございます。ここで表現しておりますゾーン 30 の対策は、スピードを 30 キロに抑えるというばかりではなくて、委員御指摘のとおり、ハンブあるいは狭さく、こういったハード面の対策も含めてゾーン 30 という総合的な対策でございますので、ハードについても表現させていただくということを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】それでは、御検討をお願いいたします。第 2 点目で、133 ページの交通安全施設の整備計画ですけれども、これは、予算を勘案して出したものなのか、それとも、必要箇所を積み上げていったものなのかという御質問だったと思いますが、御答弁いただけますでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】はい、\_\_\_\_でございます。目標に掲げた数字でございますが、5 水総の平成 17 年から 25 年にかけて、これまで積み上げてきました整備の実績、こういったものを踏まえて、新たな目標として設定したもの、あるいは、整備がある程度進んできた中で、要望に応えるべく、必要とする数字などを勘案しまして、設定させていただいたものでございます。

【委員長】はい、\_\_\_\_委員、お願いいたします。

【\_\_\_\_委員】歩道の整備、または、ガードレールの整備については、もう少し見直していくと、この数では到底できないと思えますよ。3 千メートルとか 3 千 300 メートルくらいガードレールを設置したから、子どもの安全を確保できるということにはならない。例えば、今までは、子どもの人数が多かったから、目立ったんですね。だから、注意することもあった。ところが、最近、子どもの数が減ってきて、登校については集団登校だけれども、下校は小さいお子さんが一人で帰ることもある。大型車の近くを小さな子どもが通っていると、当然、後ろの後続車からは見えない。それも、夕暮れになると、もっと厳しい状況がある。この辺については、逆に言うと、どのような表記がいいのか分かりませんが、例えば、この 10 年間に、通学路については、ガードレールは完備するよとか、そういう強い意志の表れがないといけない。これから、子どもたちが少なくなっていく中で、いかに、その子どもたちを大事にし、そして、生きる力を持った子どもたちを育てていくかということが大きな課題だと思うので、そういう意味においては、今の市長も、子育てにはお金をかけるという決意もあるわけですから、このところは、もう少し改善

した表現、適切な表現があれば、ありがたいというように思いますので、ぜひ検討をしてください。

それから、水道なんですけど、アセットマネジメントのことが出ています。そして、老朽化した施設の更新、また、配水管網の整備や基幹管路の耐震化、老朽管の更新ということが示してありますけれども、10年間で完成させるということなんですか。どの程度まで、アセットマネジメントで出たものやろうとしているのか、お聞かせいただきたい。

【委員長】 それでは、水道水の安定供給のところですね。そこで、整備計画がありますけれども、それはアセットマネジメントを含めて、どういう数字の根拠なのかという御質問だと思いますが、御答弁をお願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_\_でございます。耐震化につきましては、目標指標にありますように、500ミリメートル以上の管路につきましては、10年間で100パーセントを目指して進めていきたいと思っております。また、300ミリメートル以上の管路につきましては、現在38パーセントであるものを、10年間で、おおむね半分の50パーセントの耐震化率にしていきたいと考えております。アセットマネジメントについては、中・長期的な計画でありまして、40年間の計画を策定したところです。そのうち、10年間について、今回、第6次総合計画に位置付けをしたところでございます。また、老朽管の中で、石綿セメント管というものがございます。そちらについても、現在15キロメートル残っているのですが、10年間で全て更新し、解消を図っていきたいと考えております。以上です。

【委員長】 \_\_\_\_\_委員、どうぞ。

【\_\_\_\_\_委員】 40年の目標の中で、この10年間で進めていくということではありますが、水道料金の適正化、いわゆる受益者負担を考えると、当然ながら、市民負担もいただくということになると思うんです。その時に、市民負担分が10年後にどのような結果になっていくか。このところがないと、なかなか市民が理解しにくい。したがって、アセットマネジメントを推進していくに当たっては、40年のうち、最初の10年はここまで、20年後はここまで、30年後、40年はこうなるよということを示しながら、その一方で、40年経ったので、さらに更新していかなければならない施設が出てくる。今は、耐用年数70年ということを示していますが、これまでは50年でしたから、当然ながら、そういうような対策も必要なんだろう。したがって、目標値について、市民理解が得られるように、水道料金の集金などにあわせて配布するとか、何らかの方法で、市民へのPRができるような施策を行っていくべきなのではないかと思っています。それから、事務事業の民間委託というこ

とですが、今、集金については、1か月遅れると、すぐに民間のほうへ委ねてしまう。当事者として、少なくとも、半年や1年くらいは、自分で回収するという気持ちがないと、なかなか経営状況というのは改善できないのではないかとこのように思っています。これは参考ですから、水道部のほうで考えていただければと思いますが、回収までが経営ですから、回収を任せてしまつては、それは、ただ事業を行っている、不明水のように、ただ水を流しているというような状況になってしまうので、その点について、よろしくお願ひしたい。

それから、消費者教育について、相談件数の増とか、消費生活センターの機能強化を図るということですが、危険だという判断ができなくて、どうしても巻き込まれてしまう。自覚していれば、このような問題は起きないんですが、巻き込まれてしまう場合もある。子どもたちは、消費者として育っていくわけですから、消費者教育の中で、子どもたちを含め、どのような教育をしていくのか。これは、教育の分野で議論するのでしょうか。それとも、ここで行ったほうがいいのか。それは、委員長さんにお任せをいたします。

【委員長】はい、最後の点についてだけ、御答弁いただけますでしょうか。消費者教育についてですね。子どもたちへの教育を早い段階で実施すべきではないのか。また、それは教育の所管なのかということで、御答弁いただけますでしょうか。

【執行機関】 \_\_\_\_でございます。昨年も社会科の副読本として、消費者問題のものを作った経緯がございます。教育のほうと連携しながら、進めていきたいと考えております。

【委員長】はい、 \_\_\_\_委員、どうぞ。

【 \_\_\_\_委員】この問題については、やはり、小さいころからそういう意識を持つということが大事だと思いますので、教育委員会、総合教育研究所等との連携を図って、小さい頃から、消費者という意識の中で、どのような生き方をしていくんだということも含めて、ぜひ、御検討いただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひします。

【委員長】はい、 \_\_\_\_委員。

【 \_\_\_\_委員】134ページの犯罪認知件数について、低くなっているということですが、教えていただきたいのは、この中に軽犯罪、具体的には、自転車の窃盗とかですね、そういう自転車に関わるものがどれくらいあるのか。把握していれば、教えていただきたい。さきほどから、自転車のマナーが悪いという指摘があつて、それと無関係ではないんだろうと。他人のものだといいかげんに

扱うこともあるのかもしれないので、関連するのかなと思います。そこを、教えていただければということです。

【委員長】134 ページの犯罪認知件数の中で、自転車に関連する窃盗等ですね。それが、どの程度入っているのか。把握していればということなんですが、この場が出なければ、また次回。ありますか。それでは、お願いします。

【執行機関】まず、自転車の盗難ですが、犯罪認知件数の中に入っています。今日、24年度の数字は持ってきていないのですが、25年の1月から8月については、水戸市内で届出があった件数は377件、発生しています。4千379件のうち、何件であるかは、後ほど、御報告させていただきます。

【委員長】よろしいでしょうか。はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】135 ページに防犯灯の設置促進とございます。具体的な対策がありましたら、教えていただきたいと思います。

【委員長】それでは、お願いします。

【執行機関】\_\_\_です。防犯灯につきましては、設置や交換をする場合、1基当たり1千円の管理補助金の制度がございます。補助は、費用の2分の1までで、3万円が上限という要項を定めて行っております。

【\_\_\_委員】実は、そのことは、承知をしていたんですが、設置の補助について、財政面での事情もあるかと思いますが、若干でも結構ですので、引き上げを御検討いただければ、ありがたいと思っております。私の町内では、電柱が全部で59基ございます。このうち、防犯灯が設置されているのは40基でございます。残りの19基は、電柱はあるけれども、防犯灯が設置されていないということでございます。防犯のために、残りの19基にも全部設置しようということで、市のほうでも推進されているLED化も検討しておりますが、この4月から、町内会費を値上げしてまで行っても、4年かかるということでもあります。1基当たり、約2万3千500円ということもございますので、御説明ございましたように、市のほうから、半額の補助をいただいております。大変助かっています。けれども、もう少し、若干でも、引き上げの御検討をいただければ、ありがたい。他の町内会でも、同じような状況ではないかと思っております。まちを明るくすることが、犯罪の最大の防御ということではないかと思っておりますので、できましたら、御検討いただきたいと思っております。以上でございます。

【委員長】はい、どうぞ。

【執行機関】\_\_\_でございます。さきほどの4千379件のうち、自転車盗難は577件となっております。それから、防犯灯の件でございますが、特に、今、電気料金の値上がりという背景もありまして、各町内会様から、設置補助及び1

基1千円の管理補助の引き上げをお願いしたいというお話をいただいているところでございます。現在のところ、市のほうとしましては、大変申し訳ないんですが、LED化を促進しております、本年については、4月から9月までで約640基が新しく設置、または、交換されており、その9割が、LED化というところまで、促進は図られております。これは、省エネという意味も含めて、今、促進しています。そうしますと、防犯灯の電気料金は、ワット数によって変わってきますが、定額制でございますので、現在よりは低減されます。計画的にLED化を進めていただくということで、皆様方をお願いしているのが実態でございます。

【\_\_\_委員】ありがとうございました。

【委員長】はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】ただいま、\_\_\_委員さんから、大変なんだという話がありました。意見ではなくて、町内会レベルの実態がどういうことかということをつけ加えたいと思います。町内会は、自己資金で運営していますので、不足分は町内会が負担します。そのため、必要最小限に抑える傾向があります。それ以上に何かを進めると、町内会費がかさむということなので、市のほうの助成が高くなるということを大変希望しております。3年くらい前ですか、幡谷さんが運営されている組織から、年間で50基を3年くらい連続していただいたんですね。その時に、私どもの組織のほうに、どうですかという話が市民生活課からありましたが、なかなか設置が進まないんですよ。寄附されたものだから、当初の設置費はかかりません。それなのに、なかなか設置できなくて、困っていたことがあります。それは、やはり維持管理に経費がかかるという苦しい面もあるからだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】はい、よろしく御検討をお願いしたいということでした。だいぶ時間も差し迫ってきましたが、他にありますでしょうか。はい、\_\_\_委員。

【\_\_\_委員】章立ての仕方、一つ質問なんですけれども、ここは、安全・安心な暮らしの実現ということで、交通安全、防犯、水道、消費生活、斎場・霊園とあるんですけれども、私の認識から言うと、水道という基本的なインフラが入っているのであれば、市民生活に欠かせないごみ処理とか、し尿処理というのが、ここに入っていたほうが、スムーズな流れではないかと思いました。これがどこに入っているかという、第3章の214ページの「循環型社会の構築」の中に、ごみとし尿処理が入っているのですが、処理のあり方として、環境への対策とか、CO<sub>2</sub>の削減という循環型社会に適応した処理方法を目指すのは分かるのですが、なぜ、水だけ入れて、ごみやし尿については別なのか。この章立ての仕方についての質問が1点です。



消費生活で、139 ページに相談件数の棒グラフが出ていて、減っていると。私は、最初、いろいろなトラブルとかが減っているから、いいことなんだと思ってしまったんですが、そうではなくて、潜在的なトラブルがたくさんあるのに、相談体制が不十分なために、きちんと相談ができていないというふうに、このグラフを見るべきだというのが、水戸市の考え方なんですよね。それを確認したくて。それが、140 ページの相談件数を、逆に 10 年後には、2 千 100 件に上げると。相談がなければいほうが本当はいいんだけど、2 千 100 件に増やすというのは、きちんともう少し説明しないと。本当は、もっと相談したい市民がいるのにできていないという現状認識を、きちんと書かないと、誤解を招くんじゃないかというように思いました。ですから、記述の仕方に改善が必要かなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【委員長】ただいま、\_\_\_委員から、まず、章立ての問題で、水道水については、安全・安心な暮らしに入っていて、ごみ処理とし尿処理についても、こちらに入れるべきではないかということでしたけれども、何か、御答弁はございますか。はい、お願いします。

【執行機関】はい。ただいま、\_\_\_委員から御質問のありました第 1 点目の章立ての問題でございますけれども、基本的に、第 1 の柱につきましては、「笑顔にあふれ快適に暮らせる「みと」づくり」の中で、安全・安心な暮らしの実現、特に交通安全、防犯等を含めまして、より安全・安心というものに近い分野を明記したものであります。ごみ処理、し尿等につきましては、安全な暮らし、安心な暮らしという部分に、全く関わらないということではございませんけれども、3 の柱の「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある「みと」づくり」の中での環境というところに視点を置きまして、単なるごみの焼却処理ということだけでなく、資源を循環させていくという考え方のもと、やはり、自然環境の保全の分野に位置付けていくことが適切であると判断し、214 ページにあります 3 の柱、こちらに位置付けていくということとしたものであります。章立ての考え方については、以上であります。

【委員長】よろしいでしょうか。2 点目について、消費者の相談件数が減少しているという現状の中で、目標としては、相談件数の増加としていると。その点については、誤解を招くのではないかという御指摘なんです、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_でございます。この表に示している 1 千 919 件は、平成 24 年の実績でございますけれども、相談件数を 1 千 919 件から平成 35 年度までに 2 千 100 件という目標指標、これについては、気軽に相談していただける、より相談しやすい体制をつくっていくことで、被害に遭う前の段階まで、もう少

し間口を広げてですね、相談しやすい環境をつくっていくことを考えております。なお、記述に関しましては、検討させていただきたいと思えます。

【委員長】 \_\_\_\_委員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【 \_\_\_\_委員】そこは、検討していただければと思います。

最後、意見だけなんですけど、さきほど、 \_\_\_\_委員がおっしゃった133ページの交通安全施設、歩道とか、ガードレール、カーブミラーについて、10年間でこれだけやりますよということは、1年だと歩道は300メートルということなんですよね。さきほど5水総の実績を踏まえてということだったので、実績を確認しましたら、1年間でだいたい300メートルくらいしか歩道が整備できていないんですね。6水総で現状維持を続けますよというのが、市民から本当に理解が得られるとは、私にはとても思えなくて。6水総で、今の市長に変わって、本当に安全なまちづくりを進めると言っているからには、市民からの要望が多いこの部分が、5水総と全く同程度の水準で10年間やりますよということでもいいのか。予算でこれしか整備できないというだけの説明では、理解が得られないというか、安全なまちづくりという目標に対しての市としての責任が果たせないのではないのか。せめて、10パーセント増とか、何かしらの上向きの目標がないと。実績が分からないから、これで良いのか、悪いのかの比較ができませんけれども、10年間は現状維持することになるので、私は疑問を感じます。以上です。

【委員長】よろしいでしょうか。 \_\_\_\_委員から、この目標数値は、現状のペースをそのまま踏襲しているのだから、新たな目標としては不十分ではないかという御意見がございました。この点についても、この場で御答弁はなかなか難しいと思いますので、持ち帰って、再度御検討を願えればと思います。よろしいでしょうか。はい、どうぞ、 \_\_\_\_委員。

【 \_\_\_\_委員】時間も迫っているようですので、手短かに2点あります。1つは、水道なんですけれども、配水区域のブロック化に向けた配水管網の整備とあります。質問する前に、その質問の意図としまして、東日本大震災の時に、水道水の供給がまちまちであって、遅れたところもあります。このブロック化というのは、それに対応することができるのかということ。また、どのようにブロック化されるのでしょうか。

【委員長】水道水のブロック化というのは、どういうことを意味しているかということですが、御答弁をお願いできますでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】 \_\_\_\_でございます。配水管のブロック化ということなんですけれども、配水管網を整備していく中で、300ミリメートル以上の基幹管路の新たな整

備をブロック化と言いまして、災害等があった時に、ある程度の範囲の中で、被害を収める。また、バックアップとして整備するということでありまして、ある地域、大ブロック、中ブロックという整理の中で、整備を進めていくという考えであります。

【\_\_\_委員】 同じように供給されるものに電気がありますね。電気は、落雷等によって停電があっても、別な系統によって、即座に解決するようになっていますね。水道のブロック化についても、そのような理解してよろしいのでしょうか。

【委員長】 どうぞ。

【執行機関】 即座にというお話なんですけれども、水道の場合、管網ということで、いろいろな方向から整備されております。ブロック化するためには、それぞれのブロックのところに仕切り弁とか、さまざまなものを整備していかなければならないんですけれども、災害があった部分を即座にということはなかなか難しいと思います。水道というのは、浄水場で水をつかって、それから流していきますので、途中でいろいろなところへ配水している関係があります。

【\_\_\_委員】 ちょっと分かりませんね。水道なんかでは、工事において、切り回しという言葉を使います。それは、一時止めるけれども、別なところから回して、不便を解消するということだったと思います。そういうことが、大きな規模で行われるのが、ブロック化なのかなと思ったんですが、いいです。2点目に入ります。

【執行機関】 よろしいですか。

【委員長】 それでは、どうぞ。

【執行機関】 \_\_\_でございます。ただいま、私どもの答弁で、少し言葉足らずがございましたので、私のほうから追加させていただきます。電気も水道も同じように、大本は一つ。電気でしたらば、発電所から送電されている。水道につきましては、飲み水としてつくったものを、浄水場からお届けしております。この大本となる太いパイプが被害を受けた場合には、他から持ってくるというのは、なかなか難しいところがございますが、このパイプに問題がない場合は、ブロック化という手法をとることによって、ある一部分で、十分な配水ができない状況となっても、別のルートから回せることを可能とするものです。現在、水戸市の水道は、それが十分に行われていない状況にあります。今後の計画の中において、それを進めていくということでございます。

【\_\_\_委員】 はい、分かりました。では、次の2点目にまいります。消費生活のほうですが、主要事業・ソフトの中には、ちょっと見えないんですが、悪徳商法

であるとか、いろいろなものがあります。日常品の中、特に食品なんかには、風評被害というのが、過去何回かありました。被害を申し立てることによって、消費者自身が被害を受けている面もあります。生産者のほうも、それを払拭するための努力が必要です。しかし、消費者と生産者の間ではなくて、行政という非常に信頼のおける大きな組織が、その風評被害の払拭に何らかの方式を確立していただけるのであれば、より消費者の生活が安定するのかなと思います。以上です。

【委員 長】消費生活についてですけれども、風評被害について、行政側としてどのような対策がなされえるのかということですが、御答弁いただけますでしょうか。はい、お願いいたします。

【執行機関】\_\_\_\_です。風評被害、最近の例では、原子力災害ということが大変大きな問題となったところがございますので、今回の例でもありますように、市としては、農産物等の放射性物質について、市独自でも測定し、PRしていくという対応を図っているところがございます。また、それを継続していくとともに、今後、万が一、そういう事態が発生した場合は、原子力災害対策の中で、しっかり行っていきたいと考えております。また、消費者庁が食品の規制値に関するパンフレット等を作成した経緯もございましたので、消費生活センターと連携した啓発ということも進めてまいりたいと思います。

【\_\_\_\_委員】ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【委員 長】いかがでしょうか。時間もかなり迫っていますが、よろしいでしょうか。はい、\_\_\_\_委員。

【\_\_\_\_委員】答弁は、結構です。気になったところだけ、お話させていただきます。133ページの「防犯の充実」。これは、水戸市の計画に載せるものではないのかもしれませんがけれども、今、これだけ振り込め詐欺が騒がれている中で、水戸市としての対策は何もとらなくていいのかなと。それが、気になったことです。

それから、もう1点。放射能関係の問題がありました。140ページの消費者対策について、ここに表記する問題ではないのかもしれませんが、食中毒とか、放射能の問題がどこに出てくるのだろうか。これは一切無視して、別のところでやるものだから、ここには表記しなくていいのか。この2点だけ付け加えさせていただきます。答弁は、結構です。

【委員 長】はい、振り込め詐欺の対策、それから食中毒、放射線等の記述も考慮願いたいという要請だと思いますけれども、よろしく御検討をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

他に御質問等は、よろしいでしょうか。はい、それでは、「安全・安心な暮

らしの実現」の中項目については、本日の各委員さんからの御意見について、内部で整理していただきまして、修正を含めて対応していただきたいと思えます。本日、予定していた審議は、終了しますが、委員さんから何かございますか。はい、それでは事務局から何かございますか。

(事務局説明)

**【委員長】**長時間、ありがとうございました。それでは、以上で第3回水戸市総合企画審議会第1小委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。